

## よくある質問

### ◎住居給付金

1	手続	<b>Q</b>	第1回から住居給付金を受給するためには、いつまでにどのような手続をしたらよいですか。
		<b>A</b>	平成30年11月27日に住居給付要件を具備した上で、 <u>12月4日必着</u> で住居届(新規)及び賃貸借契約書(写)を提出してください。
2	特例	<b>Q</b>	分野別実務修習の開始に伴い転居し、平成31年1月2日に住居給付要件を具備しましたが、住居届(新規)の提出日(司法研修所の受理日)が、要件具備日から7日を超えた1月10日となりました。 この場合、第2回の住居給付金は支給されないですか。
		<b>A</b>	特例の適用がありますので、支給対象となります。 詳細は、18頁を参照してください。
3	特例	<b>Q</b>	分野別実務修習の開始に伴い転居し、平成31年1月2日に住居給付要件を具備しましたが、住居届(新規)の提出日(司法研修所の受理日)が、分野別実務修習の開始日の翌日から起算して7日を超えた1月12日となりました。 この場合、第2回の住居給付金は支給されないですか。
		<b>A</b>	支給されません。 <u>住居給付金の特例が適用されるためには、実務修習開始日の翌日から起算して7日以内に届出をする必要があります。</u> 詳細は、18頁を参照してください。
4	賃貸借契約書	<b>Q</b>	住居給付要件を具備しましたが賃貸借契約書が手元に届いていないため、期限までに提出することができそうにありません。どうすればよいですか。
		<b>A</b>	住居届のみを期限内に先に提出し、賃貸借契約書(写)は手元に届き次第、速やかに提出してください。 なお、必要書類が整った後に住居給付要件の確認及び認定を行いますので、当該書類が提出される時期によっては直近の支給日には支給されず、翌支給日以降に、複数回分がまとめて支給される場合があります。
5	賃貸借契約書	<b>Q</b>	賃借している住宅は、身内が所有するものであるため、賃貸借契約書を作成していません。どうすればよいですか。
		<b>A</b>	住居給付要件の確認及び認定には、契約に関する貸主の証明が必要となります。 証明書の様式については、司法研修所総務課人事係に問い合わせてください。
6	受給	<b>Q</b>	住居届を提出しましたが、住居給付金が支給されていません。どうしてですか。
		<b>A</b>	例えば、次の理由が考えられます。 ① 住居届の提出が要件具備日から7日を超えたことにより、支給の始期が直近の支給日ではなく、翌支給日以降となっている。 ※ 住居届の提出から支給日までは、最長で3箇月程度の期間を要する場合があります(12頁及び17頁参照)。 ② 企画第二課等に提出する「現住所届」、「住所変更届」等の提出と間違えている。 ※ 住居給付金の受給には <u>「住居届」の提出</u> が必要です。 ③ 賃貸借契約書(写)が提出されていない。

7	フリーレント	<b>Q</b>	契約日からしばらく、フリーレント（家賃免除）となる期間がありますが、いつから支給が開始されますか。
		<b>A</b>	住居給付要件（家賃の支払）が具備されるのは、フリーレント期間の後です。 住居給付要件具備後、当該具備日の属する給付期間の次の給付期間（要件具備日が給付期間の初日であるときは、要件具備日の属する給付期間）から支給を開始します。
8	ウィークリーマンション等	<b>Q</b>	ウィークリーマンション、マンスリーマンション、ホテル等の宿泊施設に居住（滞在）した場合、住居給付金は支給されますか。
		<b>A</b>	賃借期間によっては支給される場合があります。 また、別途、疎明資料を提出していただくことがあります。 詳細は、司法研修所総務課人事係に問い合わせてください。
9	親名義	<b>Q</b>	現在、学生の時に親名義で借り受けた住宅に居住していますが、修習期間中も当該住宅に居住します（名義変更はしない）。 この場合、住居給付金は支給されますか。
		<b>A</b>	原則として、住居給付要件である「自ら借り受けた」という要件を具備していないことになりますが、事情によって例外的に支給される場合があります。 その場合、賃貸借契約書（写）の他に、別途、疎明資料を提出していただきます。 詳細は、司法研修所総務課人事係に問い合わせてください。
10	共同名義	<b>Q</b>	配偶者と共同名義で借り受けた住宅に居住していますが、住居給付金は支給されますか。
		<b>A</b>	司法修習生が主として生計を支えている場合には、支給されることがあります。 また、賃貸借契約書（写）の他に、別途疎明資料を提出していただきます。 詳細は、司法研修所総務課人事係に問い合わせてください。 ※ 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下同じ。
11	共同名義	<b>Q</b>	配偶者も司法修習生で、その配偶者と共同名義で借り受けた住宅に居住している場合、それぞれに住居給付金が支給されますか。
		<b>A</b>	どちらか一方の司法修習生（夫又は妻）のみが支給対象となります。
12	ルームシェア	<b>Q</b>	友人名義で賃借している住宅にルームシェアをしており、家賃も半分負担しています。 この場合、住居給付金は支給されますか。
		<b>A</b>	住居給付要件（自ら借受け）を具備していないため、支給されません。
13	提出期限	<b>Q</b>	住居届の提出が提出期限に間に合ったかどうかは、消印の日付で判断されますか。
		<b>A</b>	消印ではなく、司法研修所に到着した日で判断されます。 提出期限を徒過した場合、住居給付金の支給の有無に影響しますので、郵送する場合は余裕をもって提出してください。
14	提出期限	<b>Q</b>	① 住居届の提出が郵送では提出期限までに間に合いそうにありません。どうしたらよいですか。 ② 住居届を提出期限の前々日にポストへ投函しましたが、期限までに届くか不安です。どうしたらよいですか。
		<b>A</b>	提出期限が到来する前に、必ず司法研修所総務課人事係に問い合わせてください。 なお、(2)頁に記載の受付時間に十分注意してください。

《住居給付金》

15	事前提出	Q	司法研修所で修習をしている間に、次の修習開始に伴う転居分の住居届を事前に提出しておきたいのですが、可能ですか。
		A	事前提出は認められません。住居届は、居住の実情を届け出るものですので、要件を具備（又は喪失、変更）した後に速やかに提出してください。

## ◎移転給付金

		<b>Q</b>	移転届は、修習開始の日から7日を経過した後に提出されたときは届出遅滞と定められていますが、具体的な期限を教えてください。
1	届出期限	<b>A</b>	移転を伴った各修習の開始の日の翌日から起算して7日以内（期間の末日が土・日・休日に当たるときは、その翌日に満了する。）に移転届を提出する必要があります。開始の日が自由研究日であっても届出期限は変わらぬので、(1)頁の提出書類確認スケジュールや27頁の提出期限を必ず参照してください。
2	届出期限	<b>Q</b>	やむを得ず修習開始の日以後に移転した場合とは、どのようなケースが該当しますか。
		<b>A</b>	それぞれの事案に応じて判断することになりますが、修習生が入院などのため修習開始の日までに転居できなかつたケースなどが考えられます。
3	郵送等	<b>Q</b>	移転届の提出が提出期限に間に合ったかどうかは、消印の日付で判断されます。
		<b>A</b>	消印ではなく、司法研修所に到着した日で判断されます。 郵送の場合は、到達期間に注意し、余裕をもって提出してください。なお、提出期限前に差し出したとしても、提出期限を過ぎて到着した場合は、支給できません。
4	郵送等	<b>Q</b>	①移転届の提出が郵送では提出期限までに間に合いそうにありません。どうしたらよいですか。 ②移転届を提出期限の前々日にポストへ投函しましたが、期限までに届くか不安です。どうしたらよいですか。
		<b>A</b>	提出期限が到来する前に、必ず司法研修所経理課経理係に問い合わせてください。 なお、(2)頁に記載の受付時間に十分注意してください。
5	支給要件	<b>Q</b>	「修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められない」ケースとは、どのようなケースですか。
		<b>A</b>	近距離の移転である在勤地内（司法研修所もしくは実務修習地の地裁本庁から8キロメートル圏内）や同一地域内（東京都特別区内、同一の市町村内）での移転などが考えられます。
6	事前提出	<b>Q</b>	司法研修所で修習をしている間に、次の修習開始に伴う転居分の移転届を事前に提出しておきたいのですが、可能ですか。
		<b>A</b>	事前提出は認められません。移転届は、移転の実情を届け出るものなので、移転日以降に速やかに提出してください。
7	証明書類	<b>Q</b>	移転届に賃貸借契約書（写）等の証明書類を添付する必要はありますか。
		<b>A</b>	提出時に添付することは要しません。ただし、認定にあたり疑義が生じた場合には、別途疎明資料の提出を求めることがあります。 なお、賃貸借契約書（写）等を「 <u>住居届</u> 」に添付した（する）場合は、移転届にその旨を記載してください。また、旧住所又は現住所が自宅等の場合は、その詳細（実家、親戚宅等）も必ず記載してください。
8	ホテル等	<b>Q</b>	導入修習の際のホテルなどへの滞在は、移転給付金の支給対象となりますか。
		<b>A</b>	ホテルを生活の本拠としたと認め得る程度の長期間滞在した場合（導入修習にかかる全期間滞在した場合など）は、認められる場合があります。その場合、宿泊証明書や領収書などの疎明資料の提出を求める場合があります。

《**移転給付金**》

9	同居	<b>Q</b>	修習生同士が同居している場合は、それぞれに移転給付金が支給されますか。
		<b>A</b>	それぞれから移転届が提出され、それが支給要件を満たしていれば、それぞれに移転給付金が支給されます。

## ◎その他

		<b>Q</b>	所得税・住民税、健康保険及び年金の各手続について教えてください。
1	所得税等	<b>A</b>	28頁を参照してください。 なお、手続の詳細や不明な点については、住居地を管轄する税務署等関係機関に問い合わせたり、各健康保険組合や住居地を管轄する市区町村のウェブサイトを参照するなどして確認を怠らないようにしてください。
		<b>Q</b>	現在、親族に扶養されていますが、修習給付金を受給することにより、必要な手続はありますか。
2	扶養	<b>A</b>	29頁を参照してください。 親族等に扶養され（扶養する親族を、以下「扶養者」という。）、所得税法上、扶養者の控除対象配偶者や控除対象扶養親族等となっている場合、原則として控除対象から外れることになります。そのため、扶養親族等を変更する扶養控除等（異動）申告書を扶養者の勤務先に提出する（扶養者が給与所得者の場合）等の手続が必要になります。 詳細は、扶養者の勤務先等に確認してください。
		<b>Q</b>	修習給付金が支払われたことがわかる書面はもらえますか。
3	支払通知書等	<b>A</b>	29頁を参照してください。 支払を通知する書面は発行していません。 各種手続に必要がある場合は、「司法修習生の修習給付金の給付に関する規則」や振込を受けた金融機関の預貯金通帳等を利用してください。